

福井県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		2.7E-3	1.3E-1	2.8E+1	27.7
64	エトフェンプロックス	9.0E+0	4.4E+0	7.6E+0	6.2E+0	27.2
117	テブコナゾール				2.3E+0	2.3
139	トラロメトリン			7.7E-1	7.6E-1	1.5
140	フェンプロパトリン			1.1E+0		1.1
153	テトラメトリン	7.9E+1	3.1E+0	9.8E+1		179.5
181	ジクロロベンゼン	1.6E+2	6.6E+1			223.3
225	トリクロロホン		2.3E+0			2.3
248	ダイアジノン		2.1E-1			0.2
251	フェニトロチオン		5.3E+1	1.3E+0		54.2
252	フェンチオン	1.8E+0	2.0E+1	1.8E+0		23.7
256	デカン酸				3.9E-2	0.0
350	ペルメトリン	1.5E+1	1.4E+1	1.5E+1	2.2E+1	65.2
405	ほう素化合物		2.5E-1	1.3E+1	1.1E+0	14.5
427	カルバリル			7.0E+1		70.2
428	フェノブカルブ			4.4E+1	6.7E+1	110.2
457	ジクロロボス	3.1E+1	2.3E+2			259.3
合 計		2.9E+2	3.9E+2	2.5E+2	1.3E+2	1062.4

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等